

農林水産省補助事業

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a white serif font within a white rectangular box. The background of the slide is a dark blue gradient with geometric shapes.

日本酒のインドへの輸出に係る ルール変更、手続きについて

ジェトロ・ニューデリー事務所
2025年3月

目次

1. はじめに	• • • • • P.2
2. 日本酒の輸入手続きに必要なとなる書類一式	• • • • • P.3
A) 輸出入者コード (IEC)	• • • • • P.4
B) 州ごとの酒類輸入ライセンス	• • • • • P.5
C) インド食品安全基準局 (FSSAI) 発行の輸入ライセンス	• • • • • P.6
D) GI登録証明書 (インボイス記載事項の留意点含む)	• • • • • P.7
E) ラベル見本のコピー	• • • • • P.8
3. 留意事項	• • • • • P.10
4. (参考) ルール変更の背景・経緯	• • • • • P.11

1 | はじめに

- ・ 2024年4月1日付でインドにおいて地理的表示（GI）「NIHONSHU/JAPANESE SAKE」が登録された。これにより、GI登録を踏まえた輸入手続きを踏めば、日本からインドへの日本酒輸入が可能となった。
- ・ インドでは2020年1月以降、日本酒の輸入時に成分分析証明書（CoA: Certificate of Analysis）が求められるなど、日本酒輸入に対する障壁が高くなっていたが、この点が解消されたことになる。
- ・ 本資料では、2024年4月以降のGI登録を踏まえた日本酒輸入について、必要となる書類を中心に解説する。

○参考資料：[国税庁「インドにおける日本酒輸出に係る手続・要件」](#)

2 | 日本酒の輸入手続きに必要な書類

● 日本からインドに日本酒を輸入する際に必要となる書類は以下の通り（2024年8月調査時点）

1. インド商工省・外国貿易部が管轄する輸出入業者コード（Importer-Exporter Code : IEC）（P4、A参照）
2. 州ごとの酒類輸入ライセンス（P5、B参照）
3. インド食品安全基準局（FSSAI）発行のライセンス（P6、C参照）
4. 原産地証明書
5. **GI登録の証明書（P7、D参照）**
6. High Sea Sales 契約書*（該当する場合のみ）
7. （航空貨物の場合）エアウェイビル（Air Waybill）および税関申告書（Bill of Entry）
8. 原材料リスト
9. **ラベルの見本コピー（P8、E参照）**
10. 会社のレターヘッド付きの宣誓書
11. （第三国経由の場合）経由国リスト
12. **インボイス（P7、F参照）**
13. パッキングリスト

*High Sea Sales とは、輸入者が第三者であるインド国内の顧客と公海上で High Sea Sales 契約を締結することで、当該顧客が主体となって通関手続き、輸入関税の支払いを行う「公海上で行う商取引」のことを指す。詳細はジェットロ「[インドにおける取引スキームの典型事例とその基本論点](#)」参照。

○参考資料：[ジェットロ「アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き」](#)

2 | 日本酒の輸入手続きに必要なとなる書類

B) 州ごとの酒類輸入ライセンス

インド国内に酒類を輸入する者は、州単位で物品税局（Department of Excise）からライセンスを取得する必要がある。州ごとにルールや手続き異なるため、具体的な製品や想定されるビジネス形態を前提に事前の調査及び当局への問い合わせ等が必要となる。ここでは一例として、マハラシュトラ州における酒類（ワイン以外）の輸入ライセンスに関する情報を紹介する。

マハラシュトラ州の例

- 外国国産酒類（ワイン以外）を輸入する場合、マハラシュトラ州からのライセンス「Form F.L. I Licence」（※）取得が必要。
※正式名称は「Ordinary Trade and Import Licence for the removal from a Customs Frontier and for the import and vend of foreign liquors (potable) including Indian-made liquors (potable) excised at special rates」。
- 輸入者は所定の申請書や必要書類を準備し、州の物品税局へ提出して申請する。申請提出後、州の物品税局が審査を行い、条件が満たされていれば、Form F.L. I Licenceが発行される。輸入者は所定の申請料と保証金（10万ルピー）を支払う必要がある。

○参考資料：

- Form F.L. I Licenceの申請に必要な書類一式：

<https://exciseservices.mahaonline.gov.in/Home/ServiceInfo?q=2HRJ2MjKfrIOCIU7dJJqBA%3d%3d>

- Form F.L. I Licenceの申請書（兼ライセンス）様式：

<https://myexcise.com/storage/forms/WwKpnPEHLlq80mj9MCj5UtqINYLKqpJuAIXkbQNO.pdf>

2 | 日本酒の輸入手続きに必要な書類

C) インド食品安全基準局（FSSAI）発行のライセンス

インド国内で飲食品の輸入販売を行うためには、インド食品安全基準局（FSSAI）が発行するライセンスの取得が必要。事業を展開する州と地域により管轄が異なるため、FSSAIの「食品安全コンプライアンスシステム（Food Safety Compliance System）」で、申請前に認可および登録の手順、最新情報などの詳細を確認する。

● FSSAIライセンス取得方法

- FSSAIのウェブサイトに掲載されている申込フォームに必要な事項を記入して申請すると、通常60日以内にライセンスが発行される。記入漏れ等に伴う追加情報の要請は、申請受領日から通常15日以内に申請者に通知される。通知日から30日以内に追加情報の提供を行わなければ、ライセンス申請が却下される点に要注意。
- ライセンス申請の受付が完了すると申請IDが発行され、FSSAIによる関連施設の査察が行われる。この査察に合格すると、FSSAIライセンスが発行される。

○参考資料：[インド食品安全基準局「Food Safety & Standards \(Licensing and Registration of Food Businesses\) Regulations, 2011」](#)

○参考資料：[インド食品安全基準局「FSSAI Licensing」](#)

○参考資料：[インド食品安全基準局「食品安全コンプライアンスシステム（Food Safety Compliance System）」](#)

2 | 日本酒の輸入手続きに必要な書類

D) GI登録の証明書

日本酒の輸入に際して、GI登録の証明書1部（2枚）の提出が必要。証明書は国税庁のウェブサイト内にある「[インドにおけるGI「NIHONSHU/JAPANESE SAKE」の登録証の写し](#)」にてダウンロードが可能。

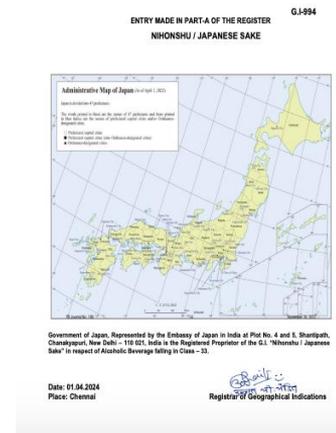
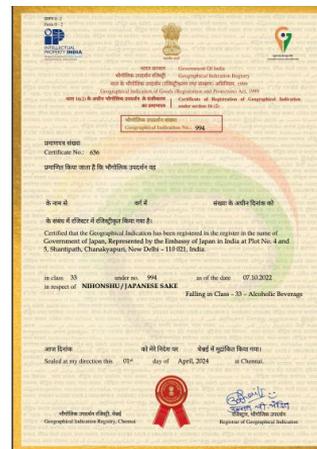
F) インボイス

インボイスにも

「Nihonshu」または「Japanese Sake」

と記載することが求められる点に留意。

GI登録の証明書 (国税庁ウェブサイトより)



○参考資料：[国税庁「インドにおける清酒の輸入規制（令和6年5月29日更新）」](#)

2 | 日本酒の輸入手続きに必要な書類

E) ラベル見本のコピー

日本酒の輸入に際して、**表ラベル**には「Nihonshu」または「Japanese Sake」と表示されている必要がある。ただし、表示が元々ない場合でも、ラベル補正による対応は可能（P9参照）。

● **基本的なラベル表示要件に加えて、アルコール飲料の輸入品に関するラベル表示の留意点は以下のとおり**

- 「ボトリング業者」や「ブレンド及びボトリング業者」など、生産業者だけでなく加工業者の名称と住所も要記載
- 輸入業者の名称、住所、FSSAIロゴ（FSSAIライセンス番号併記）も要記載
- 健康上の注意事項や警告の表示が求められる場合もある

詳細はジェトロ「[アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き](#)」の「6. ラベル表示」をご確認ください。

○参考資料：[国税庁「インドにおける清酒の輸入規制（令和6年5月29日更新）」](#)

○参考資料：[ジェトロ「アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き」](#)

2 | 日本酒の輸入手続きに必要な書類

● 表ラベルに「Nihonshu」または「Japanese Sake」と表示がない場合の対応

インド食品安全基準局による通達（2023年11月28日付）に従って、**認可された職員によって適切なステッカーを貼り直すことで対応が可能。**

<FSSAIの通達内容の要約>

1. 輸入食品の貨物におけるラベル不備は、以下（3点）を除き、税関保税倉庫で修正を許可する。
 - (1) ロット番号/コード番号/バッチ識別
 - (2) 日付表示（製造日または包装日および有効期限/使用期限/賞味期限）
 - (3) 輸入食品の原産国
2. ラベルの修正は、税関保税倉庫にて、認可された職員またはその代理人による目視検査または再検査の前に、単一の取り外し不可能なステッカーを貼付するか、その他の取り外し不可能な方法で行う必要がある。
3. 認可された職員またはその代理人が目視検査にてラベルを確認し、食品安全基準法に基づくラベル要件が満たされている場合に、当該貨物はサンプリングや検査の対象に回すことが認められる。

○参考資料：[インド食品安全基準局（FSSAI）発出の指示（2023年11月28日付）](#)

3 | 留意事項

● インド税関によるサンプル検査の実施

インド税関による着荷時のランダムなサンプル検査は、今後も引き続き行われる可能性がある。対象となる検査項目は右下の表参照。

● インド税関職員による理解度の個人差

一般的に、インド税関職員による細かい輸入手続きへの理解には個人差があることも多い。このため、GI登録に基づく日本酒輸入に際して、実際には輸入基準を満たしていても誤って書類の不備と処理され、通関が遅延する恐れも場合によっては発生し得ると考えられる。

※ サンプル検査項目の日本語訳

大腸菌群、亜硫酸塩還元細菌、大腸菌、サルモネラ菌、リステリア・モノサイトゲネス、亜硫酸塩（亜硫酸ガスとして）、ヒ素、カドミウム、銅、鉄、鉛、スズ、オクラトキシンA、水銀、メチル水銀、メラミン、青酸、アガリン酸、サフロール、ハイパーシーン、ゾキサミド、フルミオキサジン、シフルフェナミド、イプロバリカルブ

○参考資料：[国税庁「インドにおける日本酒輸出に係る手続・要件」](#)

(表) サンプル検査対象の24項目
(国税庁ウェブサイトより)

S.No.	Safety Parameters	Limits as per FSSR
1.	Coliform (cfu/ml)	Absent/ml
2.	Sulphite reducing bacteria (cfu/ml)	Absent/ml
3.	E.coli (per 25ml)	Absent/25 ml
4.	Salmonella(per 25ml)	Absent/25 ml
5.	Listeria monocytogenes (per 25ml)	Absent/25 ml
6.	Sulfite as Sulphur Dioxide (mg/lit)	Max 350
7.	Arsenic (mg/lit)	Max 0.25
8.	Cadmium(mg/lit)	Max 0.01
9.	Copper (mg/lit)	Max 5.00
10.	Iron (as Fe) (mg/lit)	Max 5.00
11.	Lead (mg/lit)	Max 0.20
12.	Tin (mg/lit)	Max 250
13.	Ochratoxin A (ug/lit)	Max 20.0
14.	Mercury (mg/lit)	Max 1.0
15.	Methyl Mercury(Calculated as Elemental Mercury) (mg/lit)	Max 0.25
16.	Melamine(mg/lit)	Max 2.5
17.	Hydrocyanic Acid(mg/lit)	Max 5.0
18.	Agaric Acid (mg/lit)	Max 100
19.	Saffrole (mg/lit)	Max 10
20.	Hypercene (mg/lit)	Max 1
21.	Zoxamide	Max 0.01
22.	Flumioxazine	Max 0.01
23.	Cyflufenamid	Max 0.01
24.	Iprovalicarb	Max 0.01

※他の項目が追加される可能性あり

4 | (参考) ルール変更の背景・経緯

● 「規格外食品」の輸入に対する制度変更（2020年1月）

インドにおける食品の安全性と規格を監督・規制する主要な政府機関「インド食品安全基準局（FSSAI）」による2020年1月の制度変更に伴い、インドの〔規格外食品（proprietary food）〕に該当する日本酒については、ISO17025に準拠した成分分析証明書の添付が義務付けられることになった。

しかしながら、FSSAIが定める分析条件下で日本酒の証明書発行に対応できる機関が日本国内に存在しないため、インドで日本酒の輸入通関が停止する事例が発生していた。

● 「日本酒」のGI登録による対応への合意（2022年6月）

在インド日本国大使館と国税庁によるFSSAIとの継続的な協議の結果、国税庁が2015年に指定した地理的表示（GI）「日本酒」をインド国内でも登録することにより、規格外食品の規制の対象外とする内容で合意。2022年10月に在インド日本国大使館がインド国内でのGI登録申請を行った。

○参考資料：[インド食品安全基準局（FSSAI）発出の指示（2019年10月11日付）](#)

4 | (参考) ルール変更の背景・経緯

● 日本酒輸入に係る暫定措置（2023年1月）

在インド日本国大使館および国税庁によるFSSAIへの働きかけの結果、日本酒のインドでのGI登録完了まで一定の期間を要することから、登録完了までの暫定的な措置として、インド国内の検査機関（NFL Ghaziabad）で事前に取得した分析証明書を通関時の書類として添付することで輸入が可能となった。

● GI登録を踏まえた日本酒輸入手続き開始（2024年4月）

在インド日本国大使館によるGI登録申請について、インド商工省による各手続きが2024年3月末に終了。

2024年4月1日付で「日本酒」がGI登録された（インドにおいては英語表記「Nihonshu / Japanese Sake」）。

これにより2024年4月1日から日本からインドへの日本酒輸入に際しては、通常のアルコール類の輸入に必要な書類に加えて、**GI登録の対象となっていることを示す所定の書類を提出することによって、インドでの通関が可能になった。**

○参考資料：[インド商工省 GI登録のウェブサイト「日本酒」の申請登録状況](#)

本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューデリー事務所
4th Floor, Eros Corporate Tower,
Nehru Place, New Delhi 110019, INDIA

TEL: +91-11-4000-6900
E-mail: IND-info@jetro.go.jp

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。